

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

平成 29 年 5 月 26 日

株式会社ベスト電器

株式交換に係る事前開示事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条第 1 項第 6 号に基づく

事前備置書面の変更事項)

福岡市博多区千代六丁目 2 番 3 3 号
株式会社ベスト電器
代表取締役社長 小野 浩司

当社は、平成 29 年 4 月 12 日付で当社を株式交換完全子会社とし、株式会社ヤマダ電機（以下「ヤマダ電機」といいます。）を株式交換完全親会社とする株式交換契約を締結し、同年 5 月 10 日付で会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に基づく事前開示を行いました。今般、上記事前開示事項に変更が生じたので、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条第 1 項第 6 号に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号）

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

ヤマダ電機の最終事業年度（平成 29 年 3 月期）に係る計算書類等の内容は、次ページ以降をご参照ください。

以上

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

[国内外経済等の背景について]

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費が伸び悩んでいる一方で、政府の経済対策や日銀による金融政策を背景として、企業収益の一定の改善や雇用環境の改善が続いており、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

一方、中国や新興国の景気減速や成長鈍化、英国のEU離脱問題、米国の政権交代の影響、株式市場や為替相場の不安定な推移等、様々な不確実性を背景に、世界経済は、先行き不透明な状況が続いています。

[家電流通業界について]

当社グループが属する家電流通業界においては、家電エコポイントや地デジ化に伴う特需の反動減による長引く市場低迷が続いてきたテレビに底打ち感が見られ、単価上昇、販売台数回復により堅調に推移しました。長期間にわたり好調を維持し続けてきた冷蔵庫に一服感が見られるものの、洗濯機、クリーナー、白物家電が買い替え需要に下支えられ、底堅く推移しました。また、夏季は地域別の気温変動や天候要因があり、冬季は暖冬であったものの、季節関連商品は好調に推移しました。

一方、販売施策是正の影響もあり携帯電話が伸び悩み、パソコンもタブレット端末を中心に伸び悩みました。

家電市場全体として、パソコンや携帯電話等のデジタル関連商品の特殊事情、一部季節要因を除けば概ね堅調に推移したと推察されます。

[当社の取り組みについて]

このような家電市場の状況を背景に、ヤマダ電機グループは、平成28年4月1日から3人の代表取締役体制のもと、「新規ビジネスの創出」「構造改革と中期経営計画の推進」「既存ビジネスの強化と人材育成」を掲げ、日本最大級のネットワーク・サービスのIoT企業として、5,000万件を超える各種会員のビッグデータの分析と活用による「ゆりかごから墓場まで」の新たなサービス開拓で「モノ(商品)からコト(サービス)、モノ+コト」の提

案を強化し、将来における持続的成長・発展のため、様々な挑戦を続けてまいりました。

当連結会計年度においては、平成28年5月9日の今期計画発表後に消費増税延期が発表されたことに伴い、消費増税前の駆け込み需要を考慮した売上高計画との差異が発生し、売上総利益ベースで100億円強のマイナスの影響がありました。また、円高の影響により、平成28年12月末と平成29年3月末で約19億円のマイナスの影響がありました。さらに、住宅関連子会社の中長期視点での先行投資による計画未達が約40億円ありました。一方で、構造改革の推進により各利益率の改善が進み、販売管理費も中長期的視点で一部費用が先行的に発生したものの全体ではコントロールが効き削減につながりました。

また、ビッグデータの活用による新たなサービス提供でモノ（商品）へのポイント付与から、コト（サービス）へのポイント付与により、来店客数、リピート率、販促効率の向上、白物を軸とした販売へのシフト、リアル店舗とWEB通販の連携等、営業や販促面における最適化・最大化も図られ、売上総利益率も引き続き上昇、前第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日～6月30日）に実施した大量閉店を含む大改革から1年以上（18か月以上）経過しましたが、引き続き構造改革の成果が現れております。

[CSRについて]

ヤマダ電機グループは、社会価値を高め、社会と共に発展する企業を目指し、実体を伴った形だけではないCSR経営を継続して実践、積極的な活動を続け、持続可能な社会の実現に貢献しております。これまで、ヤマダ電機グループは、社会的責任に関わる情報を開示する「CSRレポート」を発行してまいりましたが、平成28年6月、国際統合報告評議会（IIRC）が公表する「国際統合報告フレームワーク」を参考にし、従来の「CSRレポート」を内包する「ヤマダ電機グループコーポレートレポート」として発行、当社ウェブサイトへも掲載しております。（<http://www.yamada-denki.jp/>）

[店舗数について]

当連結会計年度末の店舗数（海外含む）は、955店舗（単体直営648店舗、ベスト電器162店舗、その他連結子会社145店舗）となり、FC含むグループ店舗数総計は12,074店舗となっております。

[業績のまとめ]

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,563,056百万円（前期比3.1%減）、営業利益57,895百万円（前期比0.5%減）、経常利益66,040百万円（前期比5.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益34,528百万円（前

期比13.6%増)となりました。

[当連結会計年度における特殊要因等について]

・「売上高」の特殊要因等について

前連結会計年度に実施した自社競合解消のための店舗の大規模閉鎖の影響(前期は構造改革等によりグループ全体で直営店98店舗を閉鎖。その閉店セールスの反動減も発生)もあり、前年を下回っておりますのでご注意ください。

なお、ご参考として、上記店舗閉鎖要因や行政による携帯電話キャリアへの販売施策是正の影響が発生した携帯電話、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の変更に特に著しい市場縮小が見られた太陽光発電システム(特に法人向け大規模太陽光発電システム)等、特殊背景を除いた当社内管理における主要家電商品の販売動向については、市場平均値(G f K集計対象商品市場データとの類似期間単純平均値比較のご参考値)を約1.4%上回っており、市場シェアは低下していないものと認識しております。

企業集団の商品の品目別売上高

(単位：百万円)

品目別	前 期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当 期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		増 減 (△は減少)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
		%		%		%
家電・情報家電	1,392,336	86.3	1,339,978	85.7	△52,357	△3.8
非 家 電	220,399	13.7	223,077	14.3	2,678	1.2
合 計	1,612,735	100.0	1,563,056	100.0	△49,679	△3.1

(注) 消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、20,408百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

LABI LIFE SELECT 立川他新店舗等の建物及び構築物、工具器具及び備品12,193百万円、LABI LIFE SELECT 立川土地等4,971百万円、テックランドNew春日井店他の差入保証金3,244百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金としては、自己資金及び銀行からの借入金でまかないました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成29年3月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である南九州ヤマダ電機株式会社を吸収合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成29年1月1日を効力発生日として、南九州ヤマダ電機株式会社と株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第37期 (平成26年3月期)	第38期 (平成27年3月期)	第39期 (平成28年3月期)	第40期 (平成29年3月期)
売 上 高(百万円)	1,893,971	1,664,370	1,612,735	1,563,056
経 常 利 益(百万円)	50,187	35,537	62,734	66,040
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	18,666	9,340	30,395	34,528
1株当たり当期純利益	20円21銭	11円73銭	38円22銭	43円00銭
総 資 産(百万円)	1,196,288	1,122,407	1,146,722	1,159,456
純 資 産(百万円)	553,354	509,397	557,722	585,547

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株式会社沖縄ヤマダ電機	100	100.0	家電・情報家電等の販売
コスモス・ベリーズ株式会社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社マツヤデンキ	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社星電社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダフィナンシャル	50	66.0	クレジットカード事業
株式会社九州テックランド	75	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社シー・アイ・シー	81	84.6	産業廃棄物処理委託業務
株式会社ヤマダ エコソリューション	20	70.0	商品の配送及び取付け工事 業務
インバースネット株式会社	122	77.1	中古パソコンの販売
株式会社Project White	10	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダ・ エスバイエルホーム	9,068	51.9	戸建住宅の請負、設計及び 施工、戸建分譲住宅の施工 及び販売
株式会社ハウステック	350	100.0	住宅設備機器の製造・販売
株式会社ベスト電器	37,892	52.1	家電・情報家電等の販売
山田電機（瀋陽）商業有限公司	百万ドル 66	100.0 (50.0)	家電・情報家電等の販売
山田電機（中国）投資有限公司	百万ドル 30	100.0	投資、卸売業
株式会社ワイズセレクト	10	100.0	医薬品・日用品等の販売
株式会社ヤマダ・ウッドハウ ス	25	100.0	戸建住宅の建築及び販売

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2. 株式会社ヤマダ・ウッドハウスは、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
3. 南九州ヤマダ電機株式会社は、平成29年3月1日付で当社に吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

平成30年3月期につきましては、英国のEU離脱問題における英国及び欧州経済に与える影響、米国の新政権における政策動向、中国や新興国の経済動向等、世界経済の先行きが不透明な状況にあります。

しかしながら、国内においては、堅調な個人消費や企業業績の改善等により、景気は底堅く推移すると予想されます。

当社グループが属する家電流通市場は、パソコンやデジタル関連商品の構造的な需要減少は続きますが、白物家電の底堅い買い替え需要やテレビの買い替え需要等により、前年並みで推移すると予想されます。

当社グループは、このような市場環境の中、日本最大の家電専門店として、家電販売を基盤とした新たな事業領域の開拓と構造改革の推進等の取り組みを継続して実践し、当社グループの経営資源を最大限に活かした取り組みを積極的に行い、売上総利益率の改善、販売管理費の削減等、収益性及び企業価値の向上に努めてまいります。

これからも家電業界のリーディングカンパニーとして、さまざまなステークホルダーの皆様との信頼関係を築き、ヤマダ電機グループ内のシナジーを活かしたCSR経営を推進し、社会価値を高め、社会と共に発展する企業を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、主として家庭用電気製品、デジタル関連製品等を取り扱う大型家電専門店の多店舗展開を行っており、全国に事業所を有しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

① 株式会社ヤマダ電機

北海道	34	埼玉県	33	静岡県	14	鳥取県	5	佐賀県	7
青森県	10	千葉県	33	岐阜県	10	島根県	5	大分県	5
秋田県	11	東京都	37	愛知県	30	岡山県	15	長崎県	5
岩手県	11	神奈川県	34	滋賀県	6	広島県	15	熊本県	4
宮城県	19	新潟県	19	大阪府	19	山口県	13	宮崎県	12
山形県	11	富山県	13	京都府	8	愛媛県	8	鹿児島県	8
福島県	14	石川県	9	兵庫県	19	高知県	9		
栃木県	16	福井県	6	三重県	11	香川県	8		
茨城県	15	長野県	19	奈良県	6	徳島県	5		
群馬県	19	山梨県	5	和歌山県	6	福岡県	27	合計	648

② 株式会社沖縄ヤマダ電機

沖縄県	7							合計	7
-----	---	--	--	--	--	--	--	----	---

③ 株式会社マツヤデンキ

北海道	9	千葉県	4	大阪府	19	香川県	3		
岩手県	1	東京都	1	京都府	6	徳島県	3		
山形県	1	新潟県	1	兵庫県	5	高知県	1		
福島県	1	愛知県	15	奈良県	2	熊本県	4		
埼玉県	1	滋賀県	2	岡山県	5	鹿児島県	1	合計	85

④ 株式会社星電社

兵庫県	7							合計	7
-----	---	--	--	--	--	--	--	----	---

⑤ 株式会社九州テックランド

福岡県	5	大分県	5	熊本県	7				
佐賀県	1	長崎県	1	鹿児島県	11			合計	30

⑥ 株式会社Project White

北海道	1	東京都	7	愛知県	1	福岡県	1	合計	10
-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	----	----

⑦ 株式会社ワイズセレクト

東京都	5							合計	5
-----	---	--	--	--	--	--	--	----	---

⑧ 株式会社ベスト電器（連結子会社含む）

北海道	6	神奈川県	5	岡山県	1	佐賀県	9	沖縄県	9
岩手県	1	長野県	1	山口県	4	大分県	10	シンガポール	12
埼玉県	3	静岡県	1	香川県	1	長崎県	11	マレーシア	8
千葉県	2	兵庫県	1	徳島県	1	熊本県	19		
東京都	1	島根県	3	福岡県	45	宮崎県	8	合計	162

⑨ 山田電機（瀋陽）商業有限公司

中国	1							合計	1
----	---	--	--	--	--	--	--	----	---

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
19,238 (9,670) 名	55名増 (549名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10,568 (7,902) 名	157名減 (585名減)	36.6歳	10.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	86,340百万円
株式会社三井住友銀行	43,623
株式会社三菱東京UFJ銀行	42,973
株式会社東和銀行	12,692
株式会社群馬銀行	12,670
株式会社八十二銀行	12,630
株式会社北越銀行	4,210
株式会社西日本シティ銀行	3,151
三井住友信託銀行株式会社	796

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社及び連結子会社である株式会社ベスト電器は、平成29年4月12日開催の両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ベスト電器を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、株式会社ベスト電器においては、平成29年5月25日に開催予定の株式会社ベスト電器の定時株主総会における承認を受けた上で、平成29年7月1日を効力発生日として行う予定です。

また、当社は平成29年2月2日開催の取締役会において、株式会社ナカヤマと、将来的な資本提携を視野に入れた業務提携を行うことを決議いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 966,489,740株
- ③ 株主数 113,245名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社テックプランニング	65,327	8.12
ゴールドマンサックスインターナショナル（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	48,561	6.03
ソフトバンクグループ株式会社	48,324	6.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	43,038	5.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,853	4.21
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー（ケイマン） リミテッド（常任代理人 立花証券株式会社）	32,764	4.07
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイエスジー エフ イーエイシー（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	30,120	3.74
山田 昇	24,538	3.05
株式会社群馬銀行	17,410	2.16
株式会社みずほ銀行	15,400	1.91

(注) 1. 当社は、自己株式を161,685千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権を行使することができる期間
2013年度新株予約権 (平成25年7月12日発行)	4,722個	普通株式 472,200株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	平成25年7月13日から 平成55年7月12日まで
2014年度新株予約権 (平成26年7月14日発行)	4,545個	普通株式 454,500株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	平成26年7月15日から 平成56年7月14日まで
2015年度新株予約権 (平成27年7月13日発行)	6,246個	普通株式 624,600株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	平成27年7月14日から 平成57年7月13日まで
2016年度新株予約権 (平成28年7月14日発行)	7,800個	普通株式 780,000株 (新株予約権1個につき100株)	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	1個当たり100円 (1株当たり1円)	平成28年7月15日から 平成58年7月14日まで

(注) 1. 上記の新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりとなっております。

- ・新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- 2. 新株予約権者は、上記払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	役員の保有状況		
	取締役 (社外取締役を除く)	社外取締役	監査役
2013年度新株予約権 (平成25年7月12日発行)	新株予約権の数 4,116個 保有者数 9人	新株予約権の数 一個 保有者数 一人	新株予約権の数 141個 保有者数 1人 (注)
2014年度新株予約権 (平成26年7月14日発行)	新株予約権の数 4,084個 保有者数 9人	新株予約権の数 一個 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 保有者数 一人
2015年度新株予約権 (平成27年7月13日発行)	新株予約権の数 6,029個 保有者数 9人	新株予約権の数 一個 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 保有者数 一人
2016年度新株予約権 (平成28年7月14日発行)	新株予約権の数 7,791個 保有者数 14人	新株予約権の数 一個 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 保有者数 一人

(注) 取締役の地位にあったときに交付されたものであります。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

④ その他の新株予約権等の状況

平成26年5月27日開催の取締役会決議に基づき発行した2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

	2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 (平成26年6月12日発行)
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	自 平成26年6月26日 至 平成31年6月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 532.2 資本組入額 267
新株予約権の行使条件	平成31年3月28日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
新株予約権付社債の残高(百万円)	100,216

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（平成29年3月31日現在）

会社における地位	担 当	氏 名
代表取締役会長	取締役会議長	山 田 昇
代表取締役副会長	代表執行役員	一 宮 忠 男
代表取締役社長	代表執行役員営業本部長	桑 野 光 正
取 締 役	執行役員専務Newt [®] 社開発室長	飯 塚 裕 恭
取 締 役	執行役員専務経営企画室長兼CSR推進室長	岡 本 潤
取 締 役	執行役員常務法務室長	樋 口 春 彦
取 締 役	執行役員常務法人事業本部長	小 林 辰 夫
取 締 役	上席執行役員開発本部長	山 田 重 彰
取 締 役	上席執行役員管財本部長	古 谷 野 賢 一
取 締 役	上席執行役員管財本部副本部長兼管理室長兼関係会社管理室長兼S×L・ウッドハウス・ハウステック事業管理室長	新 井 仁
取 締 役	上席執行役員商品本部長	草 村 達 也
取 締 役	上席執行役員開発本部店舗施工管理部長	福 田 貴 之
取 締 役	上席執行役員営業戦略本部長兼住設コボ [®] 販売戦略室長	上 野 善 紀
取 締 役	上席執行役員ソリューションサービス室長	鈴 木 淳 一
取 締 役		得 平 司
取 締 役		福 山 裕 幸
監査役（常勤）		五十嵐 誠
監 査 役		中 村 豊
監 査 役		高 橋 正 光
監 査 役		飯 村 北

- (注) 1. 取締役得平 司氏及び福山裕幸氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役中村 豊氏及び高橋正光氏並びに飯村 北氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は社外取締役及び社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

区分	氏名	兼職する他の法人等	兼職の内容
代表取締役	山田昇	(株)テックプランニング (株)ヤマダ・ウッドハウス (株)ヤマダ・エスバイエルホーム	代表取締役 代表取締役 代表取締役
代表取締役	一宮忠男	(株)テックプランニング	監査役
取締役	飯塚裕恭	(株)ヤマダファイナンスサービス Y.U-mobile(株)	取締役 取締役
取締役	岡本潤	(株)Project White (株)シー・アイ・シー (株)ベスト電器 (株)ヤマダ・ウッドハウス 東金属(株) (株)ヤマダエコソリューション (株)ハウステック (株)ヤマダファイナンスサービス Y.U-mobile(株)	取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役
取締役	樋口春彦	(株)テックプランニング	取締役
取締役	山田重彰	(株)ヤマダ・ウッドハウス (株)群馬総合設備 (株)テックプランニング (株)ワイ・ジャスト	取締役 取締役 取締役 取締役
取締役	古谷野賢一	(株)ヤマダファイナンスサービス	代表取締役
取締役	新井仁	(株)ハウステック (株)ヤマダ・ウッドハウス (株)Project White インバースネット(株) コスモス・ベリーズ(株) (株)ベスト電器 (株)ヤマダ・エスバイエルホーム (株)ヤマダトレーディング 東金属(株) (株)ヤマダエコソリューション (株)シー・アイ・シー	取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役
取締役	草村達也	(株)ベスト電器 コスモス・ベリーズ(株)	取締役 取締役
取締役	福田貴之	(株)群馬総合設備	取締役
取締役	得平司	(株)クロス (有)フィック	代表取締役 代表取締役
取締役	福山裕幸	福山裕幸技術士事務所	代表

区分	氏名	兼職する他の法人等	兼職の内容
監査役	五十嵐 誠	(株)沖縄ヤマダ電機 (株)シー・アイ・シー (株)ヤマダエコソリューション インバースネット(株) コスモス・ベリーズ(株) (株)マツヤデンキ (株)星電社 (株)ヤマダフィナンシャル (株)九州テックランド (株)ワイ・ジャスト (株)テス (株)群馬総合設備 (株)ワイズセレクト (株)Project White (株)ハウステック (株)ヤマダ・ウッドハウス (株)ヤマダ・エスバイエルホーム (株)ベスト電器 東金属(株) (株)ヤマダファイナンスサービス (株)ヤマダトレーディング (株)テックプランニング	監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役
監査役	中村 豊	(株)ジェイアイエス	取締役
監査役	高橋 正光	ひかり税理士法人 (有)高橋税務経営事務所	代表社員 代表取締役
監査役	飯村 北	西村あさひ法律事務所	パートナー弁護士

5. 社外監査役高橋正光氏は、税理士と中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職状況
唐澤 銀司	平成28年4月15日	辞任	監査役
栗原 正明	平成28年6月29日	任期満了	取締役
佐俣 信一	平成28年6月29日	任期満了	取締役
福井 章	平成28年6月29日	任期満了	取締役
山田 傑	平成28年6月29日	任期満了	取締役
折田 正二	平成28年8月31日	辞任	取締役、㈱九州テックランド 代表取締役、㈱沖縄ヤマダ電機 代表取締役、南九州ヤマダ電機㈱ 代表取締役、㈱マツヤデンキ 取締役、㈱星電社 取締役、㈱ベスト電器 取締役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	21名 (2)	928百万円 (10)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5 (3)	36 (13)
合 計	26	965

- (注) 1. 上記には平成28年6月29日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名、当事業年度中に辞任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第31回定時株主総会において年額750百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成28年6月29日開催の第39回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額450百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第29回定時株主総会において年額68百万円以内と決議いただいております。
5. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額119百万円（取締役14名）。
 - ・当事業年度における株式報酬型ストックオプションのための報酬328百万円（取締役19名）。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役得平 司氏は、株式会社クロスの代表取締役及び有限会社フィックの代表取締役であります。当社は株式会社クロスと業務受託等の取引関係があります。同社との取引規模は当社連結売上高の0.001%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。有限会社フィックと当社の間には特別の関係はありません。
 - ・取締役福山裕幸氏は、福山裕幸技術士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役中村 豊氏は、株式会社ジェイアイエヌの取締役であります。当社は同社との間に商品仕入等の取引関係があります。同社との取引規模は当社連結売上高の0.03%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。
 - ・監査役高橋正光氏は、ひかり税理士法人の代表社員及び有限会社高橋税務経営事務所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特

別の関係はありません。

- ・監査役飯村 北氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、同氏より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、その年間取引規模は当社連結売上高の0.003%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 得平 司	16回	100%	一回	—%
取締役 福山 裕幸	16回	100%	一回	—%
監査役 中村 豊	16回	100%	12回	100%
監査役 高橋 正光	16回	100%	12回	100%
監査役 飯村 北	10回	91%	8回	89%

(注) 監査役飯村 北氏は、平成28年6月29日開催の第39回定時株主総会から就任のため、取締役会は全11回、監査役会は全9回となっております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

1. 取締役得平 司氏は、長年にわたる流通業界指導者としての豊富な経験に基づき、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。
2. 取締役福山裕幸氏は、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、また、モノづくりを中心とした環境対応、地域貢献等、CSRの観点からも当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。
3. 監査役中村 豊氏は、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
4. 監査役高橋正光氏は、主に税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
5. 監査役飯村 北氏は、弁護士としての公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、異なる観点から経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営に貢献いただいております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	168百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として財務デューデリジェンス業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況についての概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制】

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス委員会

コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス委員会を組織し、企業の倫理方針、法令等遵守の基本方針及び遵守基準（コンプライアンス規程）を策定し、これに基づき取締役及び従業員が法令・定款及び当社の就業規則等を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

また、その徹底を図るため、同委員会を中心に、取締役及び使用人に教育等を行う。これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

② CSR委員会の設置

企業の持つ社会的責任の意義を十分認識し、経営方針としてCSR経営を実践するため、CSR委員会を設置し、CSR倫理綱領を基に、コンプライアンス、労働、顧客満足、地域社会、環境問題等に対し取り組みを進め、各分科会にて進行状況の確認を行う。

③ 内部通報制度

取締役及び使用人の職務執行について、法令上疑義のある事実を知った者は、その役職を問わず、内部通報制度運用規程に従い、内部通報受付機関に直接通報を行う。コンプライアンス委員会は、内部通報制度の存在の周知に努める。

④ 内部監査室

内部監査室は業務執行部門から独立し、各部署の適法性内部監査、ISMS監査、情報システム監査、情報セキュリティ監査、個人情報保護監査等を行い、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報保存管理責任者

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、総務担当の取締役を責任者として、文書管理・取扱規程に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料と共に保存する。

イ 株主総会議事録

ロ 取締役会議事録

ハ 計算書類

ニ 稟議書

ホ 各委員会議事録

ヘ その他文書管理・取扱規程に定める文書

② 文書管理・取扱規程の改定

文書管理・取扱規程を改定する場合には、取締役会の承認を得るものとする。

③ 個人情報保護及び営業秘密管理に関する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理基本規程

リスク管理担当取締役は、リスク管理委員会を組織し、リスク管理基本規程の策定にあたる。同規程においてリスクを類型化し、具体的なリスク管理体制を整える。

② 災害時の危機管理体制

リスク管理担当取締役は災害対処対策マニュアルを作成し、これに従って危機管理体制を整備する。リスク管理担当取締役は、同マニュアルの周知に努め、災害対策についての教育を行う。

4. 取締役の職務に効率性の確保が図られるための体制

取締役会(又は代表取締役)は、取締役の職務分担や各部門の職務分掌・権限の付与を決定するにあたっては、間接部門の肥大化、管理部門の重複、権限の錯綜等、著しく効率性を害するものとならないよう留意して決定する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 関係会社管理室を設置し、子会社の経営及び業績を管理するとともに、業務の適正を確保する体制を構築する。

② 子会社の業務執行は、関係会社基本規約及び各社における社内規程に従うものとし、規約・規程については随時見直しを行う。

③ 子会社の業績・予算管理を適正化するため、毎月関係会社検討委員会を開催して中期経営計画及び年次予算計画に基づき子会社全体の業績・予算管理を実施し、重要な子会社との間では、さらに関係会社会議を毎週実施する。

④ 内部監査室は、必要と認めるときは、子会社の業務に関する内部監査について監査を実施することができる。

6. 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

① 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、関係会社基本規約により報告の手続、内容を定め、報告事項に対し適切な指導・助言を行う。

② 毎月関係会社報告会を実施し、経営状況及び財務状況について報告を受け、子会社業務の適正を確保する。

7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 関係会社基本規約に基づき、当社のリスク管理基本規程を子会社に周知・徹底する。

② 全子会社から、コンプライアンス状況確認表等により毎週リスク管理状況の報告を受ける。

③ 重要な子会社は、リスク管理の基本方針を定める。

④ 関係会社管理室は子会社から損失の危険に関する報告を受けた場合、事実関係を調査の上、リスク管理担当取締役にこれを報告する。

8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社取締役会は、子会社を含めた中期経営計画及び中長期経営戦略を策定し、それに基づく主要経営目標の設定やその進捗について子会社と連携を図る。
 - ② 子会社の決裁事項について、関係会社基本規約に事項別手続を定め、意思決定の効率化を図る。
9. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 毎週コンプライアンス状況確認表により子会社の状況を確認し、必要に応じてコンプライアンス委員会に報告する。
 - ② 法令・定款違反等を未然に防止する体制として、当社の内部通報制度を共有する。また、法令・定款違反等に基づく懲戒処分については報告を受ける。
 - ③ 当社の取締役及び監査役又は使用人に子会社の監査役を兼務させ、子会社の監査役と連携して取締役及び使用人の職務執行の適法性を監査する。
10. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 補助使用人の配置
取締役は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議の上必要な組織改定並びに人事異動を行う。
 - ② 補助使用人の職務
補助使用人は、監査役付の発令を受け、指揮命令に従い監査役業務の補助及び監査役会運営の補助を行う。
 - ③ 補助使用人の独立性
イ 補助使用人は、監査役からの指揮命令の下で、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。
ロ 業務遂行にあたっては監査上必要な情報全てを集約できるものとする。
ハ 補助使用人の人事異動(異動先を含む)・人事評価・懲戒処分について、監査役の同意を要するものとする。
11. 監査役その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 指揮命令権
監査役は、その職務を補助するために使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ② 協力体制
当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。
12. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役の報告義務

取締役は、他の取締役又は使用人の業務につき法令に違反する事実、会社に著しく損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。

② 使用人の報告権

使用人は、取締役又は他の使用人の業務につき法令に違反する事実、会社に著しく損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実を報告することができる。

③ 内部通報

内部通報制度運用規程に基づき、内部通報受付機関は、監査役に対し、内部通報状況を監査役に報告する。

13. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

① 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実若しくはそのおそれのある事実又は子会社における法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実等が発見した場合、直ちに当社の関係会社管理室に報告する。

② 子会社の取締役から報告を受けた事項について、当社の関係会社管理室が当社の監査役に報告すべき事項は、当社の子会社担当役員と監査役との協議により決定した事項とする。

14. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

② 報告者の異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮することはできず、報告者は異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を監査役に依頼できる。

15. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 予算の提示

監査役会は、職務上必要と認める費用について、予め予算を会社に提示する。

② 費用等の請求

監査役等がその職務執行について、次に掲げる請求をしたときは、取締役は当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

イ 費用の前払いの請求

ロ 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

ハ 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

16. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室の実施する年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策等を求めることができる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

1. コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を毎月1回、コンプライアンス分科会を毎週開催し、コンプライアンス意識向上のため毎月テーマを定めた上、役員・従業員に対する定期的な研修を実施しました。

2. リスク管理に対する取り組み

取締役参加の下で毎月1回リスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出し、コントロールに努めました。また、大規模災害を想定した防災訓練を年2回全社的に実施し、防災意識の向上を図りました。

3. 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

毎週1回経営幹部の参加する経営会議を開催し、迅速な意思決定及び効率的な業務執行に努めました。

4. 監査役の職務の執行

常勤監査役1名を配置した上で適切な監査を実施する体制を整備しました。常勤監査役は取締役会、経営会議をはじめとする重要な社内会議に参加し適切な意見を述べるとともに、内部監査室等の関連部署と連携して会社の重要情報を把握、共有し、監査の実効性確保に努めました。

5. 子会社における適切なコンプライアンス、リスク管理、職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

子会社と中期経営計画及び中長期経営戦略に基づく目標、方針を共有するとともに、関係会社管理室において子会社の性質に応じ業績、予算管理について定期的に会議を開催し進捗を把握しました。

関係会社管理室において各子会社よりコンプライアンス報告を受け、定期的にコンプライアンス委員会に報告しました。

各子会社においてリスク管理の基本方針を定めており、関係会社管理室に報告を行っております。

当社の監査役が子会社の監査役を兼務するとともに関係会社管理室より定期的な報告を受け、経営状況その他必要な情報を収集しました。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	518,484	流 動 負 債	301,248
現金及び預金	35,341	支払手形及び買掛金	82,372
受取手形及び売掛金	56,868	短期借入金	77,155
商品及び製品	373,114	1年内返済予定の長期借入金	58,083
仕掛品	2,580	リース債務	2,537
原材料及び貯蔵品	3,355	未払法人税等	12,481
繰延税金資産	9,309	賞与引当金	7,601
その他	44,629	役員賞与引当金	124
貸倒引当金	△6,714	ポイント引当金	10,790
固 定 資 産	640,972	完成工事補償引当金	210
有形固定資産	432,266	関係会社整理損失引当金	293
建物及び構築物	220,476	その他	49,598
土地	187,895	固 定 負 債	272,661
リース資産	10,355	社 債	100,216
建設仮勘定	853	長期借入金	85,559
その他	12,685	リース債務	11,322
無形固定資産	33,526	役員退職慰労引当金	572
投資その他の資産	175,180	商品保証引当金	11,683
投資有価証券	5,186	利息返還損失引当金	190
長期貸付金	12,582	商品券等回収引当金	276
退職給付に係る資産	2,009	退職給付に係る負債	24,763
繰延税金資産	16,794	資産除去債務	24,748
		その他	13,327
		負 債 合 計	573,909
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	558,426
		資 本 金	71,058
		資 本 剰 余 金	73,734
		利 益 剰 余 金	480,846
		自 己 株 式	△67,213
		その他の包括利益累計額	2,897
		その他有価証券評価差額金	1,221
		為替換算調整勘定	△485
		退職給付に係る調整累計額	2,161
		新株予約権	843
		非支配株主持分	23,380

差入保証金	108,225		
その他の	36,277	純資産合計	585,547
貸倒引当金	△5,896		
資産合計	1,159,456	負債・純資産合計	1,159,456

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上	高	1,563,056
売	上	価	1,107,856
販売費及び一般管理費	総	利	455,199
営業外	取	益	397,304
受仕受売その他	入	息	57,895
受仕受売その他	取	引	17,755
受仕受売その他	賃	料	1,080
受仕受売その他	電	入	6,314
受仕受売その他	の	他	4,113
営業外	費	用	4,922
支為賃賃売その他	外	利	4,324
支為賃賃売その他	払	息	9,610
支為賃賃売その他	替	損	1,452
支為賃賃売その他	貸	用	1,782
支為賃賃売その他	借	料	3,616
支為賃賃売その他	電	用	693
支為賃賃売その他	の	他	786
支為賃賃売その他	常	利	1,278
支為賃賃売その他	の	益	66,040
特別	利	益	139
特別	資	産	139
特別	産	却	139
特別	損	失	9,297
特別	資	産	583
特別	損	失	6,083
特別	に	よ	1,147
特別	る	損	1,483
特別	の	他	1,483
税金等調整前当期純利益		益	56,882
法人税、住民税及び事業税		税	20,972
法人税等調整額		額	△680
当期純利益		益	36,590
非支配株主に帰属する当期純利益		益	2,062
親会社株主に帰属する当期純利益		益	34,528

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社ヤマダ電機
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 純 司	<input type="checkbox"/>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御厨 健 太郎	<input type="checkbox"/>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 一 行 男	<input type="checkbox"/>

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマダ電機の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダ電機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているも

のと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第40期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

株式会社ヤマダ電機 監査役会

常勤監査役 五十嵐 誠

監査役 中村 豊

監査役 高橋 正光

監査役 飯村 北

(注) 監査役中村 豊及び監査役高橋正光並びに監査役飯村 北は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	442,728	流 動 負 債	263,866
現金及び預金	22,207	支払手形	312
売掛金	42,189	買掛金	64,459
商品	309,476	短期借入金	80,339
貯蔵品	1,375	1年内返済予定の長期借入金	54,300
関係会社短期貸付金	25,270	リース債務	1,592
前払費用	5,850	未払金	16,917
繰延税金資産	8,687	未払費用	3,238
未収入金	22,599	未払法人税等	10,972
1年内回収予定の差入保証金	5,757	前受金	8,901
その他	1,616	賞与引当金	5,974
貸倒引当金	△2,301	役員賞与引当金	119
固 定 資 産	607,806	ポイント引当金	10,081
有 形 固 定 資 産	372,049	その他	6,658
建物	183,097	固 定 負 債	246,990
構築物	4,681	社債	100,216
機械及び装置	1,105	長期借入金	81,500
車両運搬具	11	リース債務	8,522
工具器具及び備品	9,502	退職給付引当金	20,462
土地	165,379	商品保証引当金	7,953
リース資産	7,531	資産除去債務	21,680
建設仮勘定	738	その他	6,654
無 形 固 定 資 産	32,243	負 債 合 計	510,856
借地権	31,712	純 資 産 の 部	
その他	531	株主資本	538,286
投資その他の資産	203,514	資本金	71,058
投資有価証券	930	資本剰余金	74,169
関係会社株式	27,219	資本準備金	70,977
		その他資本剰余金	3,192
		利 益 剰 余 金	460,271
		利益準備金	312
		その他利益剰余金	459,959
		別途積立金	416,000
		繰越利益剰余金	43,959
		自 己 株 式	△67,213
		評価・換算差額等	549

関係会社長期貸付金	51,977	その他有価証券評価差額金	549
長期前払費用	8,046	新株予約権	843
繰延税金資産	19,708		
差入保証金	94,978	純資産合計	539,679
その他	19,174		
貸倒引当金	△18,522		
資産合計	1,050,535	負債・純資産合計	1,050,535

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,365,630
売上原価	1,007,946
売上総利益	357,684
販売費及び一般管理費	308,107
営業利益	49,576
営業外収益	16,550
受取利息	1,301
仕入割引	6,276
受取賃貸料	3,318
売却電気の収入	1,686
その他	3,966
営業外費用	7,816
支払利息	1,242
賃貸費用	3,260
賃借料	680
為替差損	698
その他	1,936
経常利益	58,309
特別利益	2,805
抱合せ株式消滅差益	2,805
特別損失	9,537
固定資産処分損失	507
減損損失	3,236
関係会社株式評価損	4,529
その他	1,263
税引前当期純利益	51,577
法人税、住民税及び事業税	17,832
法人税等調整額	△182
当期純利益	33,928

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社ヤマダ電機
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 純 司	<input type="checkbox"/>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御厨 健 太郎	<input type="checkbox"/>
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 一 行 男	<input type="checkbox"/>

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマダ電機の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産

及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月15日

株式会社ヤマダ電機 監査役会

常勤監査役	五十嵐	誠	<input type="checkbox"/>
監査役	中村	豊	<input type="checkbox"/>
監査役	高橋	正光	<input type="checkbox"/>
監査役	飯村	北	<input type="checkbox"/>

(注) 監査役中村 豊及び監査役高橋正光並びに監査役飯村 北は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	71,058	73,001	458,107	△68,231	533,936
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△9,628		△9,628
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			34,528		34,528
自 己 株 式 の 処 分		△0		6	6
連 結 範 囲 の 変 動			△2,161		△2,161
連結子会社株式の取得に よる持分の増減		733		1,010	1,744
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	733	22,738	1,017	24,489
当連結会計年度末残高	71,058	73,734	480,846	△67,213	558,426

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	934	△1,966	1,488	456	521	22,807	557,722
当連結会計年度変動額							
剰 余 金 の 配 当							△9,628
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							34,528
自 己 株 式 の 処 分							6
連 結 範 囲 の 変 動							△2,161
連結子会社株式の取得に よる持分の増減							1,744
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	286	1,480	672	2,440	322	572	3,335
当連結会計年度変動額合計	286	1,480	672	2,440	322	572	27,825
当連結会計年度末残高	1,221	△485	2,161	2,897	843	23,380	585,547

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	32社
・主要な連結子会社の名称	株式会社沖縄ヤマダ電機 株式会社シー・アイ・シー 株式会社ヤマダエコソリューション インバースネット株式会社 コスモス・ベリーズ株式会社 株式会社マツヤデンキ 株式会社星電社 株式会社ヤマダフィナンシャル 株式会社九州テックランド 株式会社Project White 株式会社ワイズセレクト 株式会社ヤマダ・ウッドハウス 株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム エス・バイ・エル住工株式会社 コングロエンジニアリング株式会社 エースホーム株式会社 エス・バイ・エルハウジング株式会社 株式会社ベスト電器 株式会社ベストクレジットサービス 株式会社J・スタッフ 株式会社ベストサービス 株式会社ベストフィナンシャル 株式会社ビー・ピー・シー 株式会社リペア・デポ 株式会社黒川デンキ 株式会社ハウステック 日化メンテナンス株式会社 中部日化サービス株式会社 山田電機（瀋陽）商業有限公司 山田電機（中国）投資有限公司 BEST DENKI MALAYSIA SDN. BHD. BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD.

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称	株式会社ワイ・ジャスト 株式会社テス 株式会社群馬総合設備 東金属株式会社
---------------	--

- 株式会社ヤマダファイナンスサービス
株式会社ヤマダトレーディング
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
- ・持分法適用の関連会社数 2社
 - ・主要な会社等の名称 株式会社ストリーム
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
- ・主要な会社等の名称 株式会社ワイ・ジャスト
株式会社テス
株式会社群馬総合設備
東金属株式会社
株式会社ヤマダファイナンスサービス
株式会社ヤマダトレーディング
Y. U-m o b i l e 株式会社
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。
- (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項
- 連結の範囲の変更
- 南九州ヤマダ電機株式会社は、平成29年3月1日付で当社を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲から除外しております。また、株式会社ヤマダ・ウッドハウスは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社のうち、海外の連結子会社4社の事業年度の末日は12月31日であり、国内の連結子会社の事業年度の末日は2月28日であります。連結計算書類の作成に当たってはそれぞれの事業年度の末日現在の計算書類を使用しておりますが、それぞれの事業年度の末日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。
- (5) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ロ. その他有価証券
- ・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直

	入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
・時価のないもの	移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
ハ. デリバティブ	時価法によっております。
ニ. たな卸資産の評価基準及び評価方法	当社及び連結子会社は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
② 重要な減価償却資産の減価償却の方法	
イ. 有形固定資産 （賃貸不動産を含む、リース資産を除く）	当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 2年から47年
ロ. 無形固定資産 （リース資産を除く）	当社及び連結子会社は定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
ハ. リース資産	当社及び連結子会社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお一部の連結子会社は、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
ニ. 長期前払費用	定額法によっております。
③ 重要な引当金の計上基準	
イ. 貸倒引当金	当社及び連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金	当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
ハ．役員賞与引当金	当社及び一部の連結子会社は、役員への賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
ニ．ポイント引当金	当社及び当社と同様の事業を営む連結子会社は、顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。
ホ．完成工事補償引当金	一部の連結子会社は、引渡済建物の瑕疵担保責任に基づく補償費及びアフターサービス補修費の支出に備えるため、完成工事高及び分譲用建物売上高に過去の一定期間における瑕疵担保責任に基づく補償費及びアフターサービス補修費の実績から算出した実績率を乗じた発生見込額を計上しております。
ヘ．関係会社整理損失引当金	一部の連結子会社は、関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。
ト．役員退職慰労引当金	一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
チ．商品保証引当金	当社及び当社と同様の事業を営む連結子会社は、販売した商品の保証に関わる将来の修理費用の支払いに備えるため、過去の修理実績に基づき翌連結会計年度以降の修理費用見込額を計上しております。
リ．利息返還損失引当金	一部の連結子会社は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息部分について、顧客からの返還請求発生見込額を計上しております。
ヌ．商品券等回収引当金	一部の連結子会社は、一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等が将来回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップ取引のうち、適用要件を満たすものについては特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）
金利関連…金利スワップ取引
（ヘッジ対象）

ハ. ヘッジ方針

金利関連…長期借入金
金利スワップ取引は、金利の市場変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクをヘッジする目的で行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定は省略しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事
工事完成基準

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
ロ. 連結納税制度の適用 一部の連結子会社において連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)
一部の連結子会社において、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

(有形固定資産の減価償却方法の変更)
当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
この変更は、前連結会計年度に行った経営構造改革や中期経営計画の策定を契機に、有形固定資産の使用状況を検証した結果、その設備投資効果や利益貢献は長期的かつ安定的に推移することが予測されるため、店舗運営コストと売上の対応の観点から、設備投資のコストを每期平均的に負担させることが会社の経済的実態を合理的に反映させることができると判断し、定額法に変更するものであります。
これにより、当連結会計年度の営業利益は1,210百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,148百万円増加しております。

4. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- | | |
|----|-------|
| 土地 | 86百万円 |
|----|-------|
- 土地については、一部の連結子会社で、顧客の住宅ローン41百万円を担保するための物上保証に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 269,025百万円
- (3) 過年度において、電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金の受入れにより、建物104百万円、その他有形固定資産3百万円、計107百万円の圧縮記帳を行っております。

(4) 偶発債務

- ① 信販会社等に対する売掛金16,212百万円を債権譲渡しております。
 - ② 住宅購入者等のための保証債務 2,005百万円
 - ③ 業務提携先に対する貸付金に係る連帯保証債務 3,729百万円
 - ④ その他 102百万円
- (5) 受取手形割引高 1,010百万円

(6) コミットメントライン（融資枠）契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関7社とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

総貸付極度額	50,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	50,000百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

(災害による損失)

災害による損失は平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」による損失額を計上しており、内訳は次のとおりであります。

棚卸資産の滅失損失	536百万円
原状回復費用等	554百万円
その他	56百万円
計	1,147百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	966,489千株	－千株	－千株	966,489千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	164,133千株	－千株	2,448千株	161,685千株

(注) 自己株式の数の減少は、株式交換による減少2,431千株及び新株予約権の行使による減少16千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- 平成28年6月29日開催の第39回定時株主総会決議による配当に関する事項
- ・ 配当金の総額 9,628百万円
 - ・ 1株当たり配当金額 12円
 - ・ 基準日 平成28年3月31日
 - ・ 効力発生日 平成28年6月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
平成29年6月29日開催予定の第40回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	10,462百万円
・1株当たり配当金額	13円
・配当の原資	利益剰余金
・基準日	平成29年3月31日
・効力発生日	平成29年6月30日

- (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

会社名	株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダ電機
内容	2019年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債分	ストックオプションとしての 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	187,899,285株	2,331,300株
新株予約権の残高	—	843百万円

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入や社債発行）しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権及び長期貸付金については、各事業部門が定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	35,341	35,341	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	56,868 △3,310		
(3) 投資有価証券(*2) その他有価証券	53,557 3,616	53,557 4,129	— 513
(4) 差入保証金（1年内回収予定のものを含む）(*3) 貸倒引当金(*1)	94,290 △41		
	94,249	97,077	2,828
資産計	186,764	190,106	3,341
(5) 支払手形及び買掛金	82,372	82,372	—
(6) 短期借入金	77,155	77,155	—
(7) 社債	100,216	98,827	△1,388
(8) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	143,643	143,318	△324
負債計	403,386	401,673	△1,713
(9) デリバティブ取引（*4）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(12)	(12)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(12)	(12)	—

(*1) 受取手形及び売掛金、差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

(*3) 一部の連結子会社が保証金として供託している国債が含まれております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価について、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元金を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(9)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

当社は、為替予約取引を利用しており、時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 (* 1)	
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	1,276
関連会社株式	49
(2) その他有価証券	
非上場株式	231
投資事業組合出資 (* 2)	13
差入保証金 (* 3)	19,982

(* 1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(* 2) 投資事業組合出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

(* 3) 償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 差入保証金」には含めておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

総額に重要性が乏しいため記載しておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	697円46銭
(2) 1株当たり当期純利益	43円00銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、平成29年4月12日開催の取締役会において、平成29年7月1日(予定)を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ベスト電器(以下「ベスト電器」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

本株式交換により、その効力発生日である平成29年7月1日(予定)をもって、当社はベスト電器の完全親会社となり、完全子会社となるベスト電器の普通株式は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所において、平成29年6月28日付で上場廃止(最終売買日は平成29年6月27日)となる予定です。

1. 本株式交換の概要

- (1) 株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	株式会社ベスト電器
事業の内容	家電品販売業
- (2) 本株式交換の目的

- ・経営資源の集約によるバリューチェーンの最適化と最大化
- ・グループ一体運営による一層のシナジー効果の発揮

(3) 本株式交換の効力発生日
平成29年7月1日(予定)

(4) 株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、ベスト電器を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、ベスト電器においては、平成29年5月25日に開催予定のベスト電器の定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行われる予定です。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理する予定です。

12. その他の注記

(減損損失)

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
和歌山県 他	営業店舗、事業用資産、遊休資産	建物及び構築物、土地、リース資産、その他有形固定資産、その他
岩手県 他	転貸店舗、賃貸用資産	建物及び構築物、土地、リース資産、その他有形固定資産、その他
栃木県 他	共用資産	建物及び構築物、リース資産、その他有形固定資産、その他
—	その他	のれん

当連結グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗及び事業所を基本単位とし、また転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。なお一部の連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。この他に、本社・工場等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産、事業用資産、遊休資産、転貸資産、賃貸用資産及び共用資産、また株式取得時に検討した事業計画において想定していた収益が見込めなくなったのれんについては、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(6,083百万

円)として特別損失に計上しました。その内訳は、「建物及び構築物」2,198百万円、「土地」1百万円、「リース資産」565百万円、「その他有形固定資産」964百万円、「無形固定資産」2,201百万円、「その他投資その他の資産」151百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は主に正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に評価し、リース資産、無形固定資産及びその他投資その他の資産については、正味売却価額を零として評価しています。なお、のれんの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は零として算定しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	71,058	70,977	2,671	73,649	312	406,000	29,659	435,971	△68,231	512,448
当 期 変 動 額										
別途積立金の積立						10,000	△10,000	-		-
剰余金の配当							△9,628	△9,628		△9,628
当期純利益							33,928	33,928		33,928
自己株式の処分			△0	△0					6	6
株式交換による増加			521	521					1,010	1,531
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	520	520	-	10,000	14,299	24,299	1,017	25,838
当 期 末 残 高	71,058	70,977	3,192	74,169	312	416,000	43,959	460,271	△67,213	538,286

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	393	393	521	513,362
当 期 変 動 額				
別途積立金の積立				-
剰余金の配当				△9,628
当期純利益				33,928
自己株式の処分				6
株式交換による増加				1,531
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	156	156	322	478
当期変動額合計	156	156	322	26,316
当 期 末 残 高	549	549	843	539,679

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券
- ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- ③ デリバティブ 時価法によっております。
- ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社は、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法によっております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。
建物 2年から47年
- ② 無形固定資産
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員への賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ④ ポイント引当金 顧客に付与したポイント使用に備えるため、将

- 来行使されると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。過去勤務費用は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
- ⑥ 商品保証引当金 販売した商品の保証に関わる将来の修理費用の支払いに備えるため、過去の修理実績に基づき翌事業年度以降の修理費用見込額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…デリバティブ取引（金利スワップ取引）
ヘッジ対象…長期借入金
- ③ ヘッジ方針 当社は、金利の相場変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクをヘッジする目的のみにデリバティブ取引を行うものとしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法 計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しております。
- ② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、当事業年度より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更は、前事業年度に行った経営構造改革や中期経営計画の策定を契機に、有形固定資産の使用状況を検証した結果、その設備投資効果や利益貢献は長期的かつ安定的に推移することが予測されるため、店舗運営コストと売上の対応の観点から、設備投資のコストを毎期平均的に負担させることが会社の経済的実態を合理的に反映させることができると判断し、定額法に変更するものであります。

これにより、当事業年度の営業利益は1,205百万円、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,143百万円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「売電収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「売電収入」は1,573百万円であります。

4. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

194,969百万円

(2) 過年度において、電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金の受入れにより、建物104百万円、工具器具及び備品3百万円、計107百万円の圧縮記帳を行っております。

(3) 偶発債務

① 信販会社に対する売掛金14,297百万円を債権譲渡しております。

② 次の子会社について、仕入先及びリース会社からの債務に対し連帯保証を行っております。

対象会社	保証先	保証額
株式会社ヤマダトレーディング	仕入先	77百万円
東金属株式会社	リース会社	5百万円

③ 次の子会社について、金融機関からの借入に対し経営指導念書を差し入れております。

株式会社ベスト電器 2,223百万円

④ 業務提携先に対する貸付金に係る連帯保証債務 3,729百万円

(4) コミットメントライン（融資枠）契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関7社とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

総貸付極度額	50,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	50,000百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	52,071百万円
② 長期金銭債権	52,022百万円
③ 短期金銭債務	6,866百万円
④ 長期金銭債務	107百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	209,243百万円
② 仕入高	9,541百万円
③ その他	4,778百万円
④ 営業取引以外の取引高	2,395百万円

(2) 抱合せ株式消滅差益

抱合せ株式消滅差益は、平成29年3月1日付で当社の連結子会社でありました南九州ヤマダ電機株式会社を当社に吸収合併したことに伴い計上したものであります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	164,133千株	－千株	2,448千株	161,685千株

(注) 自己株式の数の減少は、株式交換による減少2,431千株及び新株予約権の行使による減少16千株であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価減損金不算入額	521百万円
減損損失	6,569
投資有価証券評価損	180
関係会社株式評価損	6,002
貸倒引当金損金算入限度超過額	6,369
賞与引当金損金算入限度超過額	1,833
ポイント引当金損金算入限度超過額	3,093
退職給付引当金損金算入限度超過額	6,259

商品保証引当金損金算入限度超過額	2,430
資産除去債務	6,603
未確定債務	281
その他	3,335
繰延税金資産小計	43,480
評価性引当額	△8,235
繰延税金資産合計	35,244
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,695
為替差益	△1,331
合併受入資産評価差額	△741
その他	△80
繰延税金負債合計	△6,849
繰延税金資産（負債）の純額	28,395

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社ベスト電器	福岡県福岡市博多区	百万円 37,892	家庭電化製品販売	(所有) 直接 52.1	経営指導念書の差入 資金の貸付 役員の兼任(4人)	商品の売上 (注)1	101,716	売掛金	14,839
子会社	山田電機(中国)投資有限公司	中国北京市	千ドル 30,000	投資、卸売業	(所有) 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任(1人)	資金の貸付 (注)2	-	長期貸付金	12,818
子会社	山田電機(瀋陽)商業有限公司	中国遼寧省瀋陽市	千ドル 66,000	家電・情報家電等の販売	(所有) 直接 50.0 間接 50.0	資金の貸付 役員の兼任(1人)	貸金の貸付 (注)2	-	長期貸付金	13,845

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 商品の売上については、市場価格を勘案して双方協議の上、契約等に基づき決定しております。
2. 資金の貸付に係る利息については、当該子会社の財政状態及び市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社(当該会社の子会社を含む)	株式会社 テック プランニング	群馬県 高崎市	53	不動産 取引業	(被所有) 直接 8.12 当社代表取締役 役会長 山田 昇及び近親者 が100%直接 保有の会社	店舗寮等の賃 貸借及び保証 金の差入 役員の兼任 (5人)	賃借料の支 払及び保証 金の差入 (注)1	968	前払費用 (前払賃借料)	86
									1年以内回 収予定の 差入保証金	146
									差入保証金	2,429
株式会社 正一電気	鹿児島 県鹿児島 市	75	家庭電 化製品 の販売 及び修 理等	なし	当社取締役折田正 二及びその近親者 が議決権の100%を 直接保有している 会社の子会社 電化製品の取付工事 及び配送業務等	外注工事 (注)3、4	73	買掛金	21	
								外注運賃 (注)3、4	22	未払金

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 賃借料の支払及び保証金の差入については、近隣の取引事例を参考の上、決定しております。
2. 商品の仕入については、類似商品の市場価格を勘案して決定しております。
3. 外注工事及び外注運賃については、市場価格を勘案して決定しております。
4. 株式会社正一電気は、当社取締役であった折田正二氏が平成28年8月31日をもって退任したため、関連当事者ではなくなっております。そのため取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高については関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。
5. 取引金額には消費税等を含んでおりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 669円52銭
- (2) 1株当たり当期純利益 42円25銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(簡易株式交換による完全子会社化)

連結注記表の「11. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(減損損失)

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
和歌山県 他	営業店舗、遊休資産	建物、構築物、機械及び装置、工具器具及び備品、リース資産、その他
岩手県 他	転貸店舗、賃貸用資産	建物、構築物、その他

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位とし、また転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産、遊休資産、転貸資産、賃貸用資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,236百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、「建物」1,551百万円、「構築物」255百万円、「機械及び装置」108百万円、「工具器具及び備品」577百万円、「リース資産」457百万円、「借地権」129百万円、「その他無形固定資産」8百万円、「長期前払費用」77百万円、「その他投資その他の資産」70百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は主に正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に評価し、無形固定資産、リース資産及び長期前払費用については、正味売却価額を零として評価しています。

(有価証券関係)

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	20,560	21,835	1,274

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	6,610
関連会社株式	49

(2) 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、関係会社株式について4,529百万円の減損処理を行っております。

なお、関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについては減損処理を行っております。